

総 税 都 第 3 0 号  
令 和 元 年 1 0 月 1 日

各道府県税務主管部長  
東 京 都 主 税 局 長 殿

総務省自治税務局都道府県税課長  
( 公 印 省 略 )

「製造等の承認の取扱いについて」の一部改正について

「製造等の承認の取扱いについて」（平成21年4月1日付け総税都第21号）の一部を下記のとおり改正しますので通知します。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「製造等の承認の取扱いについての一部改正新旧対照表」における改正前欄の下線部を改正後欄の下線部のとおりとする。

本通知による改正後の規定は、令和元年10月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

